



福岡医発第 1495 号（地）
令和 5 年 9 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

鞍手町公費医療費支給制度の対象拡大について

今般、鞍手町において、更なる子どもの保健向上と福祉の増進を図るため、「鞍手町子ども医療費支給制度」の対象について、令和 5 年 10 月 1 日診療分から 18 歳（18 歳に達した日以後に迎える 3 月 31 日まで）までに拡大（令和 5 年 9 月までは 0 歳～15 歳）する旨、同町より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

また、本拡大に伴い、「鞍手町重度障がい者医療費支給制度」並びに「鞍手町ひとり親家庭等医療費支給制度」に該当する 18 歳（18 歳に達した日以後に迎える 3 月 31 日まで）までは、自己負担が無料になります。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

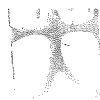
記

対象公費医療	対象者	自己負担額	
		通院	入院
子ども医療	0 歳～18 歳	無料	
重度障がい者医療	3 歳～18 歳		
ひとり親家庭等医療	小学生～18 歳		

以上

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎



5 鞍税保第 5 2 1 号
令和 5 年 8 月 3 0 日

公益社団法人 福岡県医師会
会長 蓮澤 浩明 殿

鞍手町長 岡 崎 邦 博



鞍手町公費医療費支給制度拡大に係る協力依頼

残暑の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本町の医療保険行政に格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、鞍手町では更なる子どもの保健向上と福祉の増進を図るため、令和 5 年 1 0 月 1 日診療分から「鞍手町子ども医療費支給制度」の対象を 1 8 歳まで拡大することとなりました。（1 8 歳とは、1 8 歳に達した日以後に迎える 3 月 3 1 日までを指します。）それに伴い、「鞍手町重度障がい者医療費支給制度」及び「鞍手町ひとり親家庭等医療費支給制度」に該当する方で、1 8 歳までの方も同様に自己負担無料となります。詳細は、下記のとおりです。

つきましては、この制度を周知していただくため、県内医師会への通知等についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象公費医療	対象者	自己負担額	
		通院	入院
子ども医療	0 歳～18 歳	無料	無料
重度障がい者医療	3 歳～18 歳		
ひとり親家庭等医療	小学生～18 歳		

《 問 い 合 わ せ 先 》

鞍手町 税務保険課 保険年金係
電話 0 9 4 9 - 4 2 - 2 1 1 1 (内線 2 0 3)



5 鞍税保第 5 2 1 号
令和 5 年 8 月 3 0 日

医療機関 各位

鞍手町長 岡 崎 邦 博



鞍手町公費医療費支給制度の拡大周知に係る協力依頼

残暑の候、貴職におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から本町の医療保険行政に格別のご協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、鞍手町では子育て支援の一環として、子育て世帯における医療費の負担軽減の拡大を図るため、令和 5 年 1 0 月 1 日診療分から「鞍手町子ども医療費支給制度」の対象を 1 8 歳まで拡大することとなりました。（1 8 歳とは、1 8 歳に達した日以後に迎える 3 月 3 1 日までを指します。）それに伴い、「鞍手町重度障がい者医療費支給制度」及び「鞍手町ひとり親家庭等医療費支給制度」に該当する方で、1 8 歳までの方も同様に自己負担が無料になります。詳細は下記のとおりです。今後とも鞍手町医療保険行政の円滑な運営についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

対象公費医療	対象者	自己負担額	
		通院	入院
子ども医療	0 歳～18 歳	無料	無料
重度障がい者医療	3 歳～18 歳		
ひとり親家庭等医療	小学生～18 歳		

《 問 い 合 わ せ 先 》

鞍 手 町 税 務 保 険 課 保 険 年 金 係
電話 0 9 4 9 - 4 2 - 2 1 1 1 （内線 2 0 3）

子ども医療費支給制度の 対象年齢を拡大します

令和5年
10月1日
から

鞍手町にお住まいの**0歳～18歳**までの方の**保険診療**の



	対象年齢	所得制限なし	入院・通院
令和5年9月まで	0歳～ <u>15歳</u> (※)	なし	無料
令和5年10月から	0歳～ <u>18歳</u> (※)	なし	無料

(※) その年齢になって初めての3月末まで

- ◇入院時の食事代、保険診療外の医療費（予防接種や差額ベッド代等）については助成対象になりません。
- ◇子ども医療の対象である重度障がい者医療またはひとり親家庭等医療の受給者も同様の医療費助成を受けられます。
- ◇令和5年度現在、中学校3年生までの方で既に子ども医療証をお持ちの方はお手続きの必要はありません。

◆新しい子ども医療証は令和5年9月中旬頃に郵送にて交付します。

【問い合わせ】鞍手町役場 税務保険課 保険年金係（役場1階3番窓口）
電話 0949-42-2111（内線203） 8:00～17:15（土・日・祝日を除く）